

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (国税 24) (法人税：義、所得税：外) (地方税 28) (法人住民税、事業税：義、個人住民税：外)
2	要望の内容	確定給付企業年金制度(DB)について、 ・安定的な財政運営ができる環境を整備するほか、 ・運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とする ため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本施策の実施により、景気変動による企業の追加的な負担の軽減等を実現し、企業年金を実施する企業の安定的な企業活動及び企業年金の安定的な財政運営が可能となることを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 確定給付企業年金の運営について、現行では負債の額を超える掛金の拠出が認められていない。このため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拠出が求められることになり、企業経営に多大な影響を与えているという課題がある。</p> <p>このため、あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことを可能とするほか、確定拠出型年金と確定給付型年金の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金の仕組みを実施可能とする等、景気変動等を見越したより弾力的な運営を可能とする必要がある。</p> <p>※「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討することとされている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>1-3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> <p>1-4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 27 年 7 月 1 日時点の 規約型確定給付企業年金の件数：13,249 件 基金型確定給付企業年金の件数：601 件</p>
		② 減収額	<p><初年度> 国税：約 70 億円 地方税：約 36 億円 <平年度> 国税・地方税：－ (詳細は別紙の通り)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業年金等が安定的に運営されることにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を行っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解	<p>社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月)において、</p> <p>「柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度(キャッシュバランスプラン)との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。」</p> <p>「DB(確定給付企業年金)の拠出弾力化(あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など)についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。」</p> <p>との見解が示されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

確定給付企業年金の制度改善に伴う減税見込み額について

【考え方】

D B 制度において財政が悪化した場合には、掛金を増加させる（追加拠出を行う）ことにより対応することとなるが、現行の拠出の仕組みでは、

- ・ 財政が悪化した時点で初めて追加拠出を行うこととなっているため、積立状況の悪化が掛金の増加に直接的に結びつく構造にあり、安定的な D B の運営という観点から課題がある。
- ・ とりわけ、積立状況の変動は、景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拠出が求められる構造になっており、企業活動にも支障が生じている。
- ・ 加えて、財政状況が極度に悪化し、追加拠出が困難な場合には、給付を減額することにより対応せざるを得なくなる事例もあり、受給権の保護の観点からも課題を残している。

今般要望する D B 制度の拠出の弾力化は、こうした課題を改善するため、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を客観的な方法により測定し、その水準を踏まえて、あらかじめ積立不足に備えるための掛金（以下「リスク対応掛金」という。）を拠出することを可能とするものである。

これにより、景気が悪化した場合でも、積立不足の生じにくい財政運営が可能となるため、従来、景気悪化時に求められていた追加拠出が抑制され、景気の変動に左右されにくい平準的な拠出（安定的な財政運営）が可能となる。

従来の掛金に加えて、リスク対応掛金を新たに拠出できることとすれば、その分損金が増加するため、短期的には法人税の減税が見込まれることとなる。しかしながら、上記のような性質を踏まえれば、リスク対応掛金の拠出は、あくまで将来の財政悪化時に想定される拠出を前倒して行うものであると考えられることから、将来にわたって恒常的な掛金拠出の増加につながるものではないものと考えられる。

事前にリスクバッファを保有することで、将来の財政悪化時の追加拠出（損金算入）が抑制される。また、リスク対応掛金の拠出による積立には上限があるため、上限まで達すれば、その後は拠出を行うことができない。

したがって、長期的な観点で見れば、リスク対応掛金の導入による減税効果は、(将来的な追加拠出の抑制による増税効果との相殺により、)限定的であると考えられるが、参考まで、制度開始初年度の効果のみに着目して法人税の減税見込み額を粗く試算すると以下のとおりとなる。

(参考) 制度開始初年度における法人税減税見込み額のごく粗い試算(国税)

D Bの数理債務の総額は、**53.5兆円**。

現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったD Bの決算報告書を集計。

リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。

「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各D Bで異なることを踏まえ、D B制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned}\text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{兆円} \times 2 \text{割} \\ &= \underline{10.7 \text{兆円}}\end{aligned}$$

年金数理人会による極めて粗い試算において、D B制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度(数理債務に対して $1/(1-17\%)-1=20\%$ 程度)と算出されていることも参照した。

ただし、数理債務を超える積立金を保有しているD Bについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額を差し引くと、

$$\begin{aligned}\text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{兆円} - 1.1 \text{兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{兆円}}\end{aligned}$$

平成24年度中に決算を行ったD Bの決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務×2割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1兆円となる。

また、各制度が20年程度で上記の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned}\text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{兆円} \div 20 \\ &= \underline{4,800 \text{億円}}\end{aligned}$$

の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20年に1度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ20年程度になるとした。

さらに、DBの掛金は5年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の5分の1程度になるため、

$$\begin{aligned}\text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{960 \text{ 億円}}\end{aligned}$$

これに、利益法人割合及び法人税率 を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned}\text{制度開始初年度の法人税減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 23.9\% \\ &= \underline{70 \text{ 億円}}\end{aligned}$$

利益法人割合：国税庁「第139回国税庁統計年報」

法人税率：財務省HP

なお、既存のDBがハイブリッド型の給付設計（以下「CDC制度」という。）へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。（CDC制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記～による試算に含まれている。）

（参考）制度開始初年度における減税見込み額のごく粗い試算（地方税）

DBの数理債務の総額は、53.5兆円。

現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。

リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。

「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各DBで異なることを踏まえ、DB制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned}\text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{ 兆円} \times 2 \text{ 割} \\ &= \underline{10.7 \text{ 兆円}}\end{aligned}$$

年金数理人会による極めて粗い試算において、DB制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度（数理債務に対して $1/(1-17\%)-1=20\%$ 程度）と算出されていることも参照した。

ただし、数理債務を超える積立金を保有しているDBについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額を差し引くと、

$$\begin{aligned}\text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{ 兆円} - 1.1 \text{ 兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{ 兆円}}\end{aligned}$$

平成 24 年度中に決算を行った D B の決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務 × 2 割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1 兆円となる。

また、各制度が 20 年程度 で上記 の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned}\text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{ 兆円} \div 20 \\ &= \underline{\underline{4,800 \text{ 億円}}}\end{aligned}$$

の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20 年に 1 度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ 20 年程度になるとした。

さらに、D B の掛金は 5 年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の 5 分の 1 程度になるため、

$$\begin{aligned}\text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{\underline{960 \text{ 億円}}}\end{aligned}$$

これに、利益法人割合及び実効税率 を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned}\text{制度開始初年度の減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 11.93\% \\ &= \underline{\underline{36 \text{ 億円}}}\end{aligned}$$

利益法人割合：国税庁「第 139 回国税庁統計年報」

実効税率：第 4 回 税制調査会(2013 年 12 月 2 日)資料「財務省説明資料(法人課税の在り方)」
(東京都の例)

なお、既存の D B がハイブリッド型の給付設計(以下「C D C 制度」という。)へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。(C D C 制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記 ~ による試算に含まれている。)